

令和6年度  
第2回札幌市地域包括支援センター運営協議会  
第1回札幌市地域ケア推進会議

議 事 録

日 時：2024年11月26日（火）午後6時30分開会  
場 所：TKPガーデンシティPREMIUM札幌大通 ホール6D

## 1. 開 会

○事務局（永井介護予防担当係長） 定刻でございますので、ただいまから令和6年度第2回札幌市地域包括支援センター運営協議会・第1回札幌市地域ケア推進会議を始めさせていただきます。

私は、札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課介護予防担当係長の永井でございます。

議事につきましては、議長である会長が進行することとしておりますが、委員改選に伴いまして新たな会長の選任が必要となりますので、決定するまでの間、事務局が進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### ◎挨拶

○事務局（永井介護予防担当係長） それでは、議事に入ります前に、阿部地域包括ケア推進担当部長より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○阿部地域包括ケア推進担当部長 皆様、こんばんは。

地域包括ケア推進担当部長の阿部でございます。

本日は、お忙しいところ、また、夜分にもかかわらずお集まりくださいます、誠にありがとうございます。

また、日頃より札幌市の介護保険行政並びに高齢者支援にご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして、改めて御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。

本日の会議は、3年に1度の委員改選後の初めての会議となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日、前半は、令和5年度の地域包括支援センターと介護予防センターの取組結果のご報告と、地域包括支援センターの人員配置などに係る新たな基準等についてご説明させていただきます。

後半の地域ケア推進会議では、これまでの議論を踏まえ、新たに実施します「認知症の方にもやさしいお店・事業所」登録事業についてご報告させていただきます。

札幌市は、今後、この取組を通じ、認知症の方も含め、誰もが住み慣れた場所で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指してまいりたいと考えておりますので、闊達なご意見交換をお願い申し上げます。

本日は、限られた時間となりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

### ◎委員及び事務局紹介

○事務局（永井介護予防担当係長） 初めに、委員の改選がありましたので、各委員の皆様から席の順番で自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、北海道歯科衛生士会の松田委員につきましては、本日、欠席の連絡をいただいて

おります。

それでは、恐れ入りますが、安達委員からお名前と所属を時計回りでお願いいたします。

○安達委員 皆さん、おばんでございます。

札幌認知症の人と家族の会の副会長をしています安達と申します。

前期に続きまして、今期もいろいろな情報を収集してくれということで伺いました。皆さんからいろいろなお話を伺えればと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○紙谷委員 札幌市民生委員児童委員協議会会長の紙谷でございます。引き続き、委員となりましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○亀畑委員 北海道看護協会の副会長をしております亀畑です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○木浪委員 私は、札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会の代表で来させていただいております。所属が札幌訪問看護ステーション協議会で、会長をさせていただいております。よろしくお祈りいたします。

○近藤委員 皆さん、こんばんは。

北海道社会福祉士会道央地区支部より参りました近藤尚也と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

本務は、北海道医療大学で社会福祉士の養成をさせていただいております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○高木委員 札幌市社会福祉協議会地域福祉課の高木と申します。

このたび、新任ということで、この会議にも初めて出席させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○多米委員 札幌市医師会副会長の多米と申します。2期目となります。どうぞよろしくお祈りいたします。

○當山委員 皆様、こんばんは。

札幌歯科医師会理事の當山と申します。前期に引き続き、よろしくお祈りいたします。

○長崎委員 こんばんは。

札幌市介護支援専門員連絡協議会で会長をしております長崎と申します。

ケアマネジャーの立場から何かご意見を言っていければいいかなと思っていますので、よろしくお祈りいたします。

○西尾委員 こんばんは。

今年度より新しく委員になりました北海道栄養士会の西尾久美子と申します。

ふだんは、札幌市の介護予防事業の一つであります個別の地域ケア会議のアドバイザーとして活動しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○西部委員 札幌薬剤師会常務理事をしております西部と申します。

前期に引き続き、委員をさせていただきます。今期もよろしくをお願いいたします。

○畑委員 皆さん、こんばんは。

北星学園大学の畑と申します。

地域福祉や高齢者福祉の専門で研究をしております、今期より着任となります。どうぞよろしく願いいたします。

○濱本委員 北海道リハビリテーション専門職協会の濱本と申します。引き続き、よろしく願いいたします。

○事務局（永井介護予防担当係長） ありがとうございます。

次に、事務局側の紹介をさせていただきます。

なお、時間が限られますので、係名のみを紹介に割愛させていただきます。

まず、認知症支援・介護予防担当課長の長田です。

続きまして、事業指導担当課長の猪股です。

介護予防担当係です。

認知症支援担当係です。

最後に、事業指導係です。

続きまして、議事に入ります前に、本日の流れについて確認させていただきます。

本日の会議については、事前にお送りしております次第に沿って進めさせていただきます。各議事については、事前にお送りしております資料1から資料8-2をご覧くださいながら進めてまいりますので、お手元がない資料がございましたら、こちらにお知らせください。

なお、本日配付の資料として、右上に追加資料と記載があります令和6年度第2回札幌市地域包括支援センター運営協議会・第1回札幌市地域ケア推進会議に係る委員御質問及び本市回答等を配付しております。

また、濱本委員からご提供の装具相談窓口開設のお知らせを配付しております。

本日は、なるべく多くの時間を委員の皆様の協議時間に充てさせていただくため、ご質問、ご意見を事前集約させていただきました。

本市の見解等の詳細は、追加資料に記載しておりますので、お時間のあるときにご覧ください。

## 2. 議 事

○事務局（永井介護予防担当係長） それでは、早速、議事に入りたいと思います。

まず、議題の（1）番目、会長及び副会長の選任についてでございます。

本事案につきましては、3年に1度の委員改選に伴い、改めて会長及び副会長の選任をするものでございます。

本市の規則、地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例施行規則第3条では、会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定めるとしておりますが、慣例により、事務局から候補者を示させていただく予定です。

その前に、自薦もしくは他薦などをお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（永井介護予防担当係長） それでは、事務局からの提案でございます。

事務局といたしましては、従前に倣い、会長は、札幌市医師会の多米委員、副会長は学識経験者の畑委員にお引き受けいただくことを提案いたします。

いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（永井介護予防担当係長） ありがとうございます。

それでは、選出されました会長と副会長には、正面の席にお移りいただき、一言ずつご挨拶をお願いいたします。

〔会長と副会長は所定の席に着く〕

○多米会長 ありがとうございます。

前期に続きまして、会長に選任されました多米でございます。今後とも、活発な意見をどうぞよろしくお願いいたします。

○畑副会長 副会長にご選任いただきました畑と申します。

今期からになりますけれども、この間、札幌市内の地域包括支援センターの皆様とは多くの仕事をさせて頂いていただいておりますので、その知見を発揮しながら、会長のサポートをしっかりと努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（永井介護予防担当係長） ありがとうございます。

それでは、この後の進行は、多米会長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○多米会長 それでは、早速議事に入りたいと思います。

議題の（２）番目の介護予防支援サービス事業者の指定状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（菅野事業者指定担当係長） 事業者指定担当係長の菅野でございます。

介護予防支援サービス事業者の指定状況についてご説明させていただきます。

資料１－１でございます。

本件につきましては、令和６年３月１日、第３回札幌市地域包括支援センター運営協議会にてご説明し、既にご了承いただいておりますのですけれども、委員の改選もございましたので、改めて概要を説明させていただきます。

介護保険法の改正により、これまで地域包括支援センター設置者のみが指定を受けることができた介護予防支援事業が、令和６年４月１日より指定居宅介護支援事業者にも拡大されることとなりました。

この介護予防支援サービスの指定に当たっては、関係者の意見を反映させるための場を設けなければならない旨が規定されておりますが、これらについては、地域包括支援センターと非常に関連が深いと考えられることから、本協議会を指定に関する意見を反映する場として報告させていただきたいと考えております。

また、札幌市の規模や地域包括支援センターの負担軽減を目的として、速やかな指定を

行うということに鑑みまして、指定状況のご報告と今後の指定等についてご意見を伺う形で運用させていただくこととしております。

それでは、介護予防支援サービスの指定状況についてご説明させていただきます。

資料1-2をご覧ください。

令和6年4月1日から令和6年10月1日付の新規指定事業所について掲載しております。

ちなみに、11月が0件、12月が1件でございました。

制度開始に伴い、多くの申請がありましたが、直近の3か月は落ち着いているというような状況でございます。

また、適切にサービスが提供されているかを確認する事業指導につきましては、新規指定介護予防支援事業所のうち8件の実地指導を行いました。大きな問題点は見つかりませんでした。

今後も、各介護予防支援事業所に実地指導を行う機会がありますが、大きな問題が発覚したときには、地域包括支援センター運営協議会にてご報告させていただきたいと思っております。

併せて、指定状況につきましては、皆様に情報提供し、ご意見を反映して参りたいと考えております。

介護予防支援サービス事業者の指定状況についてのご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○多米会長 事務局からは、この議題では、皆様からの事前のご質問、ご意見はなかったとの報告を受けておりますが、ただいまの説明をお聞きになりまして、ご質問、ご意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

○濱本委員 新規指定の事業所がだんだんとできてきているのですけれども、実際にケアプランなどを作成した例がどのくらいあるか、わかりますか。

○事務局（延地域支援主査） 現在、新規で指定を受けた場合に、地域包括支援センターに全てのプランを出すようにということで居宅介護支援事業所には通知していますが、出てきていないところもありまして、件数については、こちらではまだ把握できていない状況ではあります。

ただ、地域包括支援センターからは、指定を受けてプランは移行したものの、報告がないところがあるということで聞いており、改めてこちらから居宅介護支援事業所に通知をしているところです。

○濱本委員 私は厚別に勤務しているのですけれども、厚別にも1件だけ新規の事業所があるのですが、何か動いている感じがあまり見えなかったもので、どうなっているのかと思います、お伺いいたしました。

○多米会長 事務局でもきちんと現状を把握して、何かあればご報告をいただくということで、お願いいたします。

そのほか、何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○多米会長 それでは、次に進ませていただきます。

続きまして、議題の(3)番目の地域包括支援センターの包括的事業の実施に係る基準等に関する条例及び条例施行規則の改正について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(延地域支援主査) 介護予防担当係の延から説明させていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例及び条例施行規則の改正についてです。

全国的に人口が減少し、今後、地域包括支援センターの専門職の確保が難しくなってくることを踏まえ、国においては、地域包括支援センターの柔軟な職員配置を可能とする介護保険法施行規則の改正を昨年度行っております。

地域包括支援センターの職員配置基準につきましては、介護保険法施行規則で定めておりました、この規則に基づき、札幌市においても条例で基準を規定しております。

このたび、介護保険法施行規則が改正されたことに伴いまして、札幌市の条例及び条例施行規則の改正を行いましたので、その概要についてご説明させていただきたいと思っております。

2ページ目をご覧ください。

介護保険法施行規則の改正内容ですが、改正内容は2点です。

1点目は、オレンジ色の枠に記載がありますとおり、現行の配置基準は存置しつつ、市町村の判断により複数圏域の高齢者数を合算し、3職種を地域の実情に応じて配置することを可能とする改正が行われております。

具体的には、図の例をご覧ください。

左の図が改正前の配置基準の例となります。

地域包括支援センターの人員配置基準は、高齢者人口数をおおむね3,000人から6,000人未満ごとに、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3職種を1名ずつ常勤配置する規定となっており、A市のa圏域が、高齢者人口数6,000人程度だった場合、3職種を1名ずつ配置する必要が現状あります。

改正後が右の図となります。

例えば、a圏域とb圏域とc圏域の高齢者人口を合算して1万8,000人を基準として、全体として9名を配置すれば、地域包括支援センターの規定人数を満たしているとみなすことが可能となります。

また、人員確保が困難な場合は、1センターに最低2職種とすることも可能となります。

ただし、これらは、地域包括支援センター運営協議会において必要と認める場合に限られます。

2点目の改正については、点線の枠内に記載のとおりですが、センターに置くべき常勤

の職員について、地域包括支援センター運営協議会で必要と認める場合は、常勤換算方法によることができるよう改正されております。

冒頭でお伝えしましたとおり、札幌市においても、条例で地域包括支援センターの人員配置基準を規定しておりますので、同様の内容の条例改正を行いました。

3 ページ目をご覧ください。

地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準等に関する条例及び条例施行規則の改正内容です。

1 の改正概要の2点については、国の改正内容と同様の内容となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

2 の施行期日ですが、米印に記載しましたとおり、条例については札幌市議会で承認をいただき、令和6年10月3日に交付済みですが、本協議会での議を経る期間も考慮し、令和7年4月1日施行期日となっております。

4 ページ目をご覧ください。

2 点の改正内容について、本日、本協議会において令和7年4月1日から適用するか否かについて承認をいただきたく、議案として2点上げさせていただきます。

1 点目ですが、常勤換算方法を適用することについては、事務局として令和7年4月1日より認めることとしてはどうかと考えております。

理由につきましては、現在、恒常的に専門職が欠員となる状況ではございませんが、札幌市の人口は減少局面を迎えており、今後、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると、常勤職員の人員確保が難しくなることもあり得ること、また、常勤換算方法を導入した場合、短時間勤務の非常勤の専門職を複数名配置するなど、職員数が増えることは予測されますが、勤務時間が重なる時間をつくるなど、引継ぎを適切に行える体制を整えるなどの工夫により、支援の質は担保できると考えております。そのため、常勤換算方法について導入してはどうかと提案させていただきます。

5 ページ目をご覧ください。

2 点目の改正についてですが、複数の地域包括支援センターの担当エリアを一つの圏域とみなし、人員配置基準を満たす扱いにすることについては、1人当たりの業務負担の増加が懸念され、支援の質の担保にも大きな影響があることから、適用については、今後の人材確保の状況を見ながら、必要時、慎重に検討することとしてはどうかと考えております。

理由につきましては、下の図の例にありますとおり、現行の専門職の配置人数の基準より少ない人数での配置が可能となるため、1人当たりの業務負担の増加や支援の質が担保できるか、懸念があります。

また、3職種ではなく、2職種だけの配置のセンターも認められるという観点からも、支援の質が担保できるのか、懸念があります。

さらに、センターによって委託法人が異なりますので、法人間で具体的にどのように連

携するかなどの検討が必要となります。

そのため、現時点では、現行の配置基準を維持すべきと考えており、例えば、2職種しか配置できない状況が恒常化するほど人員確保が困難な状況が生じた際に適用について検討するなど、今後の状況に応じて慎重に検討することとしてはどうかと考えております。

以上、2点について、本日、承認をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上となります。

○多米会長 議案が二つ示されました。

まず、議題2-1の来年4月1日に導入することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○多米会長 それでは、来年4月1日から導入ということで決定したいと思います。

続きまして、議題2-2でございます。

今後の人材確保の状況を見ながら慎重に必要時に検討するというところでございますが、何か質問等、疑問等がございましたら挙手を願います。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○多米会長 事務局の提案どおり、お認めいただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○多米会長 それでは、そのように決定いたします。

ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題の(4)番目に移ります。

地域包括支援センターの評価指標について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(延地域支援主査) お手元の資料3をご覧ください。

地域包括支援センターの評価指標についてです。

地域包括支援センターの評価指標につきましては、全国統一の評価指標を用いた事業評価を実施し、それを通して把握できたセンターの業務実態に基づいて、適切な人員体制の確保や業務の重点化、効率化を進めることとされておりますが、今後、評価指標の見直しを行うとの連絡が国からありましたので、見直しの概要を中心に、本日ご報告いたします。

2ページ目をご覧ください。

青枠の三つ目の丸に記載のとおりですが、地域包括支援センターの設置者、つまりセンター自身になりますけれども、実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図ること、また、市町村は定期的に地域包括支援センターの事業の実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直しなどの措置を講じることが介護保険法第115条の46において規定されております。

3ページ目をご覧ください。

そのため、平成30年の介護保険法の一部改正に伴い、国において全国で統一して用い

る評価指標が作成され、全国の市町村と地域包括支援センターでは、この国の指標を用いて事業評価を実施してまいりました。

札幌市においても、これまで、この指標を用い、その結果については、図にありますリーダーチャートにして本協議会で毎年報告させていただいているところです。

4 ページ目をご覧ください。

国が作成しているこの指標について、このたび見直しを行う旨の連絡がありましたので、その概要についてです。

見直しの背景ですが、これまでの評価指標については、センターが行う最低限の業務チェックリストとして、また、センターと市町村との連携強化のためのコミュニケーションツールとして寄与してきたところですが、今般より、一層、センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるよう、評価指標の体系化、簡素化を図りつつ、市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価を行うための見直しが行われました。

オレンジ色の見直しの具体的なポイントをご覧ください。

①は、目標ごとに指標を統合し、体系化・簡素化を図るとともに、これまでセンター指標と市町村指標が一对一对で、センターも市町村も同じ表現の指標で対となっていたものを、個々の機能に応じた内容に見直しがされております。

②は、市町村の人口規模や包括の担当エリアごとの状況を踏まえた評価を行うことができるよう、ステップアップしていくような段階的項目や市町村の選択による選択的項目を指標として設定されております。

③は、中長期的な視点に立った目標に応じた達成状況の評価を定量的に行うため、これまでの仕組みや体制を評価するストラクチャー指標が中心でありましたが、事業の結果を評価するアウトプット指標や目標の達成度や成果の数値目標を評価する中間アウトカム指標を市町村の実情に応じて設定するように見直されております。

5 ページ目をご覧ください。

見直し後の新評価指標の活用に関するスケジュールです。

表の令和6年度の欄の地域包括支援センターの事業実施に係る評価をご覧ください。

今年度につきましては、令和6年4月末時点の状況について見直し前の指標、旧指標により評価を実施いたします。

見直し後の評価指標につきましては、令和7年4月末時点で活用することが予定されております。

次に、最後の6ページ目をご覧ください。

見直し後の新指標につきましては、先ほどご説明しましたとおり、市町村の実情に応じて選択できる指標があるほか、アウトプット指標、アウトカム指標についてもどのような指標にするか、市町村で設定することとなります。

そのため、令和7年度に向けて、現在、事務局において市町村が設定する指標案を検討

しているところであり、6ページにご提示しました方針案を中心に指標に反映させたいと考えております。

1点目は、今後の高齢化の進行を踏まえ、地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口であることを今後も市民に広く周知することです。

2点目は、健康寿命延伸のため、フレイル改善マネジャーを配置し、要介護状態とならないよう、フレイルが疑われる段階から早期に介入し、引き続き介護予防を推進することです。

3点目は、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるようオレンジコーディネーターを配置し、引き続き認知症施策を推進することです。

令和7年度の評価指標に設定する具体的な指標案については、地域包括支援センターのご意見もお伺いした上で、現在、検討しているところですので、次回の運営協議会でご報告させていただきたいと思っております。

資料3の説明は以上となります。

○多米会長 札幌市は、現行の評価としては十分評価が高いということが一つと、それから、新しい基準になりますので、どのような指標を活用していいものにしていくかということ、今、模索しているということでございましたけれども、全体を通しまして、何かご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

○畑副会長 最後の部分で、次回の協議会の際に、この評価指標について報告していただくこと事務局よりご説明いただきましたけれども、それは報告事項になりますでしょうか、協議事項になりますでしょうか、この点の確認をお願いします。

○事務局（延地域支援主査） 報告事項の予定をしております。

○多米会長 協議ではなくて、報告事項という認識でよろしいですか。

○事務局（延地域支援主査） おっしゃるとおりです。

○畑副会長 委員の先生の中で知見をお持ちの方がいらっしゃれば、そういうことを吸い上げられるような視点として事前に何か検討していただくと、次回の報告事項が非常にスムーズに行くのかなと思われましたので、確認させていただきました。

○多米会長 新しい指標を検討するということですので、各委員の部門から、これは入れてほしいということがありましたら、事務局を通して提案していただくということでもよろしいでしょうか。

○事務局（延地域支援主査） 良い案がありましたら、ぜひこちらにご連絡いただければと思います。よろしくごお願いいたします。

○多米会長 各委員、よろしくごお願いいたします。

そのほか、何かございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○多米会長 続きまして、議題の（5）番目に行きます。

北区第2地域包括支援センターの支所設置につきまして説明をお願いいたします。

○事務局（永井介護予防担当係長） お手元の資料４－１をご覧ください。

北区第２地域包括支援センター拓北・あいの里支所の設置についてご説明させていただきます。

まず、設置の背景です。

北区第２地域包括支援センターが所管しております地区、麻生、太平百合が原、拓北・あいの里、篠路茨戸地区の高齢者人口は、今年１０月現在で約３万人となっている状況です。

一方で、地域包括支援センターの専門職員は、高齢者人口の増加に応じて増員することが定められており、今年度は、全センターで最多の１４人が配置されているところです。

今後も高齢者人口の増加に伴い、センターの職員が増員していくことで、センター長によるマネジメント機能に支障が生じる可能性が懸念されるほか、拓北・あいの里地区から北区第２地域包括支援センターまで片道１０キロメートル以上の距離があり、地域高齢者の利便性の点において課題を有していたという背景から、このたび、拓北・あいの里地区に支所を開設することとしたものです。

続いて、支所の概要になります。

開設時期は、来年４月１日、開設場所は、北区あいの里２条５丁目１－４５、あいの里三育ビル３階を予定しております。こちらは、ＪＲあいの里教育大駅から徒歩５分程度と利用しやすい立地となっております。

詳しくは、資料４－２の地図をご参照ください。

資料４－１に戻りまして、担当地区の話です。

こちらの支所は、拓北・あいの里地区を担当します。

また、業務内容は、地域包括支援センター運営業務、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメントということで、通常地域包括支援センターの行う業務と同じ業務を行うものになります。

配置人員は、支所長を含む専門職５名、受託法人は、北区第２地域包括支援センターと同様、社会福祉法人札幌市社会福祉協議会となります。

最後に、支所開設までの主なスケジュールとなります。

１月頃から市民の皆様へ周知を開始してまいります。そして、２月からは、既に北区第２地域包括支援センターを利用されている拓北・あいの里地区の利用者のデータを支所へ移管してまいります。全ての移管を終えた後、４月から支所を開設する運びです。

以上、北区第２地域包括支援センター拓北・あいの里支所の設置についての説明を終わいたします。

○多米会長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございませんか。

現在、ほかの区で高齢者人口がすごく増えているという状況はございませんか。

○事務局（永井介護予防担当係長） 現在、３万人に達するところはありません。

○多米会長 現在はないということですね、分かりました。

そのほか、何かご質問等がございませんか。

当然、高齢者の方が増えますと、きちんとしたサービスを行わなければいけないので、支所を開設するという趣旨でございました。

よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○多米会長 それでは、進めさせていただきます。

続きまして、(6)番目の中央区介護予防センター北一条の移転につきましてご説明をお願いいたします。

○事務局(介護予防担当係 松井職員) 介護予防担当係の松井と申します。

中央区介護予防センター北一条の事務室移転について説明させていただきます。

お手元の資料5をご覧ください。

中央区介護予防センター北一条の移転についてです。

移転の経緯につきましては、資料の米印の部分に記載しておりますとおり、現在、介護予防センターが入居している時計台記念病院の新築移転に伴い、令和7年4月1日に移転が必要となるものです。

介護予防センターについては、札幌市介護予防センター運営事業実施要綱第6条第1項の規定により、原則、担当区域内に事務室を構えることとしておりますが、このたびの移転先については担当区域外となっております。

介護予防センター北一条の担当地区につきましては、市内中心部に当たり、賃料が高く、担当区域内に入居できる適切な物件を見つけることができなかつたため、担当区域内に物件が見つかるまでの間、担当区域に隣接した地区に移転予定である新築病院内に移転したい旨の申出がありました。

移転先につきましては、東区北6条東3丁目1番地1カレス記念病院内となります。

介護予防センター北一条の担当区域外とはなりますが、担当区域から隣接している地域であることや札幌駅から徒歩圏内であることから、利便性等に問題はないものと考えております。

また、新築する病院内の施設を活用できることや利用者の駐車スペースも確保できることから、利便性の向上も期待できるため、認めることとしたいと思っております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○多米会長 新築移転で出なければいけないということですし、当然、中央区の場合は家賃もお高いですので、そういうことも全て考えて、多少ずれますけれども、今後はカレス記念病院内でやっていきたいという趣旨のご説明でございました。

何かご疑問点はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○多米会長 それでは、お認めいただけるということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○多米会長 ありがとうございます。

続きまして、議題の（７）番目でございます。

令和５年度地域包括支援センターの活動実績について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（延地域支援主査） 事務局からご説明いたします。

資料については、資料６になります。

札幌市地域包括支援センターの運営事業の概況についてご説明いたします。

資料の１ページ目につきましては、地域包括支援センターの目的、これまでの経緯、対象者、設置状況についてです。これまでと変更はありませんので、説明については割愛させていただきます。

配置職員につきましては、４行目の後半から記載させていただきましたとおり、フレイル改善マネジャーのモデル配置が令和５年度に開始となりましたので、令和５年度より北区の地域包括支援センターについては、規定配置人数に加え、各センターに１名ずつ増員しております。

また、記載しておりませんが、令和６年度よりフレイル改善マネジャー、オレンジコーディネーターを５区にそれぞれモデル配置しておりますので、令和６年度からは、全てのセンターに規定配置人数より１名ずつ増員している状況です。

そのほか、業務内容の記載につきましても、これまでと同様ですので、説明については割愛させていただきます。

２ページ目をご覧ください。

令和５年度の活動実績になります。

初めに、総合相談支援業務についてですが、資料の右上の棒グラフでございますとおり、高齢化に伴い相談件数は前年度より増加しております。

相談者区分、相談内容につきましても、全体的な傾向は例年と同様となっております。

３ページ目をご覧ください。

権利擁護業務についてです。

左上のグラフにつきましては、令和５年度の地域住民・関係機関への情報提供活動数で、例年と同様の傾向です。

右上のグラフにつきましては、権利擁護に関する利用者支援件数とその内訳です。近年増加傾向にありましたが、令和４年度は令和２年度並みに減少し、令和５年度は横ばいの状況です。

これは、令和４年３月に設置された札幌市成年後見推進センターと連携役割分担を行いながら支援を行っていることによるものと考えております。

下段は、高齢者虐待についてです。

高齢者虐待につきましては、区役所と地域包括支援センターが連携し、チームアプローチとして対応しておりますので、ここでは地域包括支援センターに係る実績を掲載してお

ります。

令和4年度より、全ての地域包括支援センターにおいて、市民や関係機関を対象とした講話や普及啓発品の作成、配付などを実施しておりまして、その影響もあり、相談受理数も増加していると考えております。

4 ページ目をご覧ください。

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、居宅介護支援事業所への訪問などにより相談支援を行うものです。

右上のグラフのとおり、コロナ禍で特に文書による支援数が増加しておりましたが、その後、より効果的な支援方法に見直しなどを行いまして、令和5年度は文書での支援が減少しております。

相談支援の内容に関しましては、左下の円グラフのとおり、例年と同様の傾向となっております。

研修会などの開催状況については、右下のグラフのとおり、コロナ禍で集合研修が困難であったことから、令和2年度は開催回数、参加人数ともに減少しておりましたが、令和3年度以降はコロナ禍の前を上回る実績に回復しております。

5 ページ目をご覧ください。

介護予防ケアマネジメント業務及び指定介護予防支援業務についてです。

令和5年度の運営方針において、専門職員のケアプランの担当数は40件を上限にしているところであり、右上の棒グラフのとおり、職員1人当たりの担当数の年平均は、上限目安の範囲内で推移しております。

資料下のグラフは、プラン作成数、再委託率ですが、例年と同様の傾向です。

令和6年度からは、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大しておりますので、今後、それを受けての影響などを注視してまいりたいと考えております。

6 ページ目をご覧ください。

令和5年度に実施しましたフレイル改善マネジャーによる要支援認定を受けているサービス未利用者へのアプローチの結果となります。

左下の令和5年度モデル実施の実績に記載しましたとおり、対象者1,985人のうち約7割に電話などによるアプローチを行っており、対象者の半数はフレイル状態の方であるということが明らかとなりました。

1 ページ目でご説明させていただいたとおり、令和6年度からモデル区を拡大し、取組を強化しているところでございます。

7 ページ目をご覧ください。

収支状況になります。

収入についてですが、委託料とケアプラン報酬などにより29億2,051万3,000円、支出については、人件費などで29億1,464万5,000円となっております。

収支差は586万8,000円と多少プラスになっておりますが、ほぼ収支は均衡して

おります。

8 ページ目をご覧ください。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る適正指導についてですが、本人の自立支援に資するケアマネジメントが行われるよう、また、中立・公正にサービス提供事業者の選択がされるよう指導・助言を行うことを目的に実施しております。

実施概要及び実施結果のAについてですが、1 センター当たり 2 件以上のケアプランを区保健福祉課が基準に基づき指導・助言を実施しております。

主な指摘事項などについては、資料のとおりですので、割愛させていただきます。

次のイについてですが、令和 6 年 3 月分のケアプランに位置づけられた割合が最も高い法人とその占有率の確認となります。

右表のとおり、1 事業所における平均占有率は、全ての項目で上限の 50 % を下回っており、全センターで事業所の選択が公正・中立に行われていることを確認しております。

9 ページから 10 ページ目をご覧ください。

令和 5 年度運営事業に係る評価事業の結果をまとめたものです。

運営方針で示す四つの取組項目における活動目標の達成度を 5 段階で自己評価し、区保健福祉課からも評価を実施しております。

達成度の考え方は、右上の緑色の点線枠に記載されているとおり、活動目標を全て達成した場合を 3 と評価し、それが基準点となっております。

なお、それぞれの取組項目における活動目標については、運営方針に掲載して示しております。

10 ページの表の一番下の段のオレンジ色の部分をご覧ください。

各センターの自己評価の平均と区の評価の平均について、いずれも基準を超えておりますことから、令和 5 年度については、適正に業務が実施されたものと評価しております。

次に、11 ページから 15 ページにつきましては、令和 5 年度運営方針に示した取組項目のうち、重点取組を中心に具体的な取組内容を紹介したものととなります。

資料のとおりですので、説明は割愛させていただきますが、後ほどご覧いただければと思います。

最後に、16 ページをご覧ください。

その他の取組につきまして、一つ目は、地域包括支援センターの効率的な運営・機能強化に向けた取組です。

各センター長が四つのグループに分かれて検討し、対応能力の強化を図っているところ

です。

二つ目は、センターごとに設定した最重点取組項目の取組状況の共有及び表彰です。

運営方針において、センター内で協議の上、当該年度の最重点取組項目を選択することとしておりまして、各センターが選定した項目の取組状況について見える化した資料を作成しております。

取組状況の共有及びセンター間で評価することによるモチベーションアップなどを目的として、各センターより選ばれた表に記載の上位6センターによる表彰と最優秀賞の2センターの報告を実施しました。

今回、投票数が同数となったセンターが多く、最優秀賞が2センター、優秀賞が3センター、優良賞が1センターとなっております。

中央区第2地域包括支援センターの最優秀賞の取組内容は、移動販売を通じた助け合いの場を生活支援コーディネーターや町内会、民間企業、介護施設と共同して創設した取組となっております。

また、同数で最優秀賞を受賞したのが北区第2地域包括支援センターです。

取組内容としましては、介護予防教室や集いの場がない空白地域において、社会貢献したいというスポーツジムと協働し、ジムのマシンなども活用しながら介護予防教室を立ち上げた取組です。

優秀賞、優良賞につきましてもご紹介したいところですが、時間の関係上、割愛させていただきます。

説明は以上となります。

○多米会長 業務内容が多岐にわたりますし、すごく大変だということが分かりますけれども、高齢者の虐待がちょっと増えているということは少し心を痛めるところでございます。

ただいまの説明につきまして、何か質問等がございましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○多米会長 センターに対しては、おおむね良好という認識でよろしいですね。

それでは、進めさせていただきます。

続きまして、(8)番目の令和5年度介護予防センターの活動実績について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(介護予防担当係 松井職員) 資料7に基づき、札幌市介護予防センターの概況についてご説明いたします。

1ページには、介護予防センターの目的、これまでの経緯、事業内容などを記載しておりますが、資料のとおりですので、説明は割愛させていただきます。

2ページをご覧ください。

資料左側の総合相談支援業務についてです。

図1のグラフにありますとおり、相談件数は、昨年度からほぼ横ばいで、令和5年度は4,161件となっております。

昨年度と比較した傾向としては、介護予防教室に参加、地域介護予防活動に参加、実態把握訪問につながるケースが増えており、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受け、対面での関わり方について意識の変化があったものと推測されます。

相談内容については、例年どおりではありますが、図2のとおり、介護予防に関するこ

とが相談全体の約4割と最も多い状況です。

続きまして、資料右側の介護予防教室の実施及び介護予防の普及啓発についてです。

図3のグラフのとおり、介護予防センターが主体となり行っている介護予防教室等について、5,773回、参加者人数は延べ6万7,729人です。

グラフをご覧くださいと分かりますとおり、実施回数については、昨年度からほぼ横ばい、参加者数については、コロナ禍前の水準まで戻っていないものの、回復傾向にございます。

今後も、介護予防教室等への参加を継続的に呼びかけていく必要があるものと考えております。

3ページをご覧ください。

資料左側の地域介護予防活動の支援についてです。

こちらは、町内会、民児協、老人クラブ、サロンなどの地域活動組織において、介護予防活動が推進されるよう支援を行っているものです。

実績につきましては、図5のグラフにありますとおり、実施回数は4,979回、参加者数は6万8,957人となっております、先ほどの介護予防教室等の実施状況と同様、回復傾向にあるものの、コロナ禍前の水準までは戻っていない状況です。

なお、支援対象の内訳は、図6のとおり、自主活動グループや社会福祉協議会の登録サロンが多く、その二つで全体の約70%を占めている状況です。

次に、資料右側の専門職と連携した介護予防機能強化業務についてです。

こちらは、専門職と連携し、介護予防教室や通いの場が効果的、効率的な取組となるよう支援していくものです。

令和5年度については、新規団体、既存団体、合わせまして315か所に支援をしており、そのうち288か所が支援により新規に自主活動化、または、体操など、支援した介護予防活動を継続することとなっております。

新規団体と既存団体の実績につきましては、図7のとおりです。

なお、専門職の派遣回数については図8のとおりで、令和5年度の派遣回数は、昨年度からほぼ横ばいとなっております。

4ページをご覧ください。

こちらは、収支状況になります。

まず、収入については、委託料等により約5億8,281万8,000円、支出については、人件費などで約5億8,223万2,000円です。

収支差は58万6,000円、執行率は99.9%と、ほぼ収支が均衡しており、適正な執行がなされているものと考えております。

5ページと6ページをご覧ください。

こちらは、前段に報告させていただきました地域包括支援センターと同様に、介護予防センターの取組内容をセンターごとに評価したもので、達成度の考え方についても同じで

す。

6 ページの表の最下段をご覧ください。

青色の部分にありますとおり、各センターの自己評価の平均と区の評価の平均について、いずれも基準を超えておりますことから、令和5年度については適切に業務が実施されたものと評価しております。

7 ページから10 ページは、令和5年度運営方針で示した取組項目の実施内容を紹介したものととなります。

時間の都合上、詳細な説明は割愛させていただきますが、各取組について簡単にご説明させていただきます。

7 ページをご覧ください。

各介護予防センターについては、地域包括支援センターなどが参加する区連絡会議や地域組織、関係機関が参加する地区地域ケア会議において、現状の分析、課題の共有を行い、その結果に基づいた介護予防に関わる普及啓発や支援を実施しています。

資料中央は、地域でどのような活動が行われているのか、見た人に雰囲気を感じてもらえるよう資料を多く添え、地区内の介護予防活動の内容の紹介チラシを作成したものです。

続いて、資料右側は、支援を要する高齢者の把握から相談に至るまでが円滑に行われるよう地区組織との関係の強化を図りつつ、地域の方へ介護予防センターの役割について周知を行えるよう、地区組織と共同で健康講座を行った事例です。

次のページをご覧ください。

通いの場の立ち上げや立ち上がったグループの介護予防活動が継続して行えるよう支援を行っている事例をそれぞれ紹介しております。

左側は、身体機能の低下が懸念される地域で運動ができる通いの場の立ち上げ支援を行った事例を紹介しており、資料の右側では、介護予防センター主催の短期予防教室を経て自主活動化したグループが安定して効果的な介護予防活動が継続できるように支援した事例を紹介しております。

次に、9 ページをご覧ください。

令和5年度までは、介護予防教室等の参加者からリーダーの育成支援に重点を置いた取組を行ってまいりましたが、現在、介護予防教室などで役割を担っている方も、自分がリーダーになることについては負担が大きいなどの理由から躊躇が見られ、新たなリーダーの成り手が見つからないという課題を抱えております。

そのため、令和6年度からは、サポーターへの育成支援を取組項目に加え、将来的なリーダーへのステップアップも意識した取組を実施しております。

右側の事例につきましては、介護予防教室の運営について代表者の負担が大きいと感じ、活動の継続について不安を抱く代表者からの相談を受け、役割分担制の導入や参加者全員で運営方法の共有を図ることで代表者への負担を軽減するのに合わせ、参加者全員が役割を持ち、運営していく自主グループへ移行を進めるための支援を行った事例です。

次のページをご覧ください。

介護予防センターでは、高齢者が日頃から自らの介護予防、健康管理の必要性を感じてもらえるよう、セルフケアに向けた支援も積極的に行っています。

左側は、口腔・栄養への関心が低いというアンケート結果が出ていた地域で、オーラルフレイル予防に関する取組を参加者の生活内で習慣化していくために、専門職と連携して支援を行った事例を紹介しております。

資料の右側では、区の傾向として、他区に比べて物忘れのリスクが高いという分析結果が出ていたため、介護予防教室以外の時間にも楽しみながらリスクの改善に向けた活動を行ってもらえるよう、指先活動を意識して作成した作品などを季節ごとに募集した事例です。

各取組の詳細につきましては、時間の関係上、割愛させていただきましたが、介護予防センターでは、様々な方法を取り入れながら、高齢者自らが介護予防活動を行えるような支援に引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

説明は以上となります。

○多米会長 介護予防センターもいろいろな事業を積極的に行って、各区の特徴を踏まえながら、積極的に参加していただくという姿勢を示していただきまして、運営状況としてはおおむね良好という概況だと思いますが、何か質問等がございましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○多米会長 それでは、継続的な運営をよろしくお願いいたします。

それでは、ここから、札幌市地域ケア推進会議に入りたいと思います。

まずは、（１）番目の議題でございます。

令和５年度地域ケア会議の開催実績について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（介護予防担当係 吉本職員） 令和５年度地域ケア会議の開催実績について、各地域ケア会議の概要や実績について、介護予防担当係の吉本よりご説明いたします。

資料８－１の１ページ目をご覧ください。

地域ケア会議は、多職種の連携により、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、政策形成につなげるものであり、地域包括ケアの実現に向けた重要なツールの一つとして、平成２７年度から介護保険法に位置づけられております。

中央の図にあるように、札幌市では、地域ケア会議を、個別地域ケア会議、地区地域ケア会議、区地域ケア推進会議、市地域ケア推進会議と四つの階層で実施しております。

それぞれのケア会議を通じた課題解決に加え、各会議での残された課題や異なる階層での協議が必要な事項等を次の会議につなげ、連動、循環させ、ほかの事業との連携により、最終的には地域包括ケアの実現につながるよう取り組んでいるところです。

下の中央のグラフですが、令和５年度は、地区地域ケア会議は８７か所の地区ごとに年

1回、区地域ケア推進会議は、各区、年2回、市地域ケア推進会議は年2回の実績でした。

また、右下のグラフですが、個別地域ケア会議の開催数は357回と昨年に比べると減少しておりますが、1回の会議の中で複数件の事例を検討する会議の割合が増加傾向となっております。

また、個別地域ケア会議には、専門職のアドバイザー派遣を受けられる仕組みを設けており、令和5年度は、医師やリハビリ専門職など9職種の派遣体制を整えております。

今年度からは、アドバイザーに弁護士を追加し、10職種の派遣体制としております。

また、令和6年4月の介護保険法改正による介護予防支援の指定拡大に伴い、地域包括支援センターの一定の関与が求められており、その方法として、介護予防サービス計画の検証が地域包括支援センターの包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に追加されました。

札幌市でも、令和6年10月から個別地域ケア会議を活用した介護予防サービス計画の検証を開始したところです。

次の2ページ目から6ページ目までは、各会議について一部抜粋して掲載しております。

本日はお時間の都合上、全てご紹介はできませんけれども、詳細については後ほどご覧いただければと思います。

7ページ目の令和6年度市地域ケア推進会議からは、認知症支援担当係長の坂本からご説明させていただきます。

○事務局（坂本認知症支援担当係長） それでは、資料の7ページをご覧ください。

札幌市「認知症の方にもやさしいお店・事業所」の取組について、認知症支援担当係の坂本よりご説明させていただきます。

この議題は、令和5年度の当会議におきまして、継続的に協議を進めてきたものですが、今年度新たにご就任いただいた委員の皆様もいらっしゃいますことから、これまでの協議内容も含めて、改めてご説明させていただきます。

令和5年度第1回及び第2回市地域ケア推進会議の協議の中で、各区地域ケア会議において、複数の区から課題として挙がっていたものを市全体の取組として施策化した事業の内容になります。

地域の中の課題として、地域の中で高齢者の生活の変化に気づいていても、どのように対応すればよいか分からない、また、認知症について知識を得たいと考えている医療機関やスーパーマーケット、理美容室などがありまして、こういった高齢者の生活と関わりの深い店舗などとの連携強化が必要とのお話が出ておりました。

また、このような店舗などとの連携強化を図るための取組としまして、認知症の方に優しい事業所に対してステッカーを掲示してもらった取組により、地域の中の認知症の方に対する応援団を増やすことができるのではないかといったご意見をいただいていたところです。

このように、令和5年度の市地域ケア推進会議での協議結果を受けまして、令和6年度

に札幌市の認知症施策について検討しております札幌市認知症支援事業推進委員会にて、取組の詳細を協議してまいりました。

そして、このたび、札幌市「認知症の方にもやさしいお店・事業所」登録事業として、取組内容を整理いたしまして、令和6年12月より事業を開始することといたしましたので、まず、内容についてご報告いたします。

事業の目的は、資料に記載のあるとおりです。

事業内容としましては、認知症の方にもやさしいまちづくり協力宣言の三つの宣言に賛同していただけたお店・事業所を登録しまして、登録書及び掲示用のステッカーを配布いたします。

ステッカーのデザインは、資料の図のとおりで、9月に開催いたしました、300人近くの方々にご参加いただいた市民向けの認知症の研修会の中で、四つのデザインの中から市民の方に投票していただき、市民の意向を取り入れるかたちで、最も票の多かったものをデザインとして策定しています。

登録した店舗や事業所は、札幌市公式ホームページで公表いたします。

また、登録店舗等に対して、認知症サポーター養成講座の実施や市や各区で実施する認知症事業の周知など、連携した取組を推進していきたいと考えております。

対象となる店舗は、資料に記載のとおりですけれども、介護保険事業所については、協力宣言に記載されている内容が必須で行われるべきことから、対象外としております。

認知症の方にやさしいまちづくり協力宣言の三つの宣言内容は、一つ目は、「認知症サポーター養成講座の受講等、認知症について理解を深めるよう努めます」です。認知症サポーター養成講座は、受講を勧奨いたしますが、必須とはせず、多くの店舗に参加してもらえるようにしております。

二つ目については、「“認知症の方への対応の心得”を意識して、やさしく、ゆっくり、丁寧に対応します」です。

別紙の資料、周知用のチラシの裏面に、心得の記載がありますので、ご参照いただければと思います。

この心得の内容は、認知症サポーター養成講座のテキストの内容を参考に、札幌市認知症支援事業推進委員会にて改変を加えたものになります。

三つ目は、「認知症の方も、安心して暮らすことができる地域づくりのための取組を可能な限り推進します」としています。

本日の協議では、この三つ目の宣言内容について、地域の中でどのような取組が増えるか、認知症の方も含めて、誰もが自分らしく希望を実現できて安心して暮らすことができるか、ご意見をいただきたいと考えております。

8ページをご覧ください。

地域の中では、認知症カフェやチームオレンジ、個別の支援など、様々な認知症の方を支える活動が行われておりますが、さらに、民間の店舗、事業所との連携を図りまして、

認知症の方が増加した際も安心して地域の中で生活できる取組を広げていくことが必要です。

期待する取組の例としまして、緑色の吹き出しにありますとおり、金融機関に認知症サポーターがいたり、物忘れが気になる高齢者について相談先の情報を提供してくれる理美容室があったり、支払いに戸惑っても焦らないで支払いができるスローレジのあるお店が増えるなど、こういった取組が増えることを考えております。

本日お集まりの委員の皆様には、当該取組について、各ご所属の団体へご紹介をいただきまして、登録店舗などを増やすことへご協力いただきますようお願い申し上げます。

本日、この後の協議におきましては、認知症の方にもやさしいまちづくり協力宣言の店舗が実施する認知症の方も安心して暮らすことができる地域づくりのための取組の内容について期待することについて皆様からご意見をいただきまして、今後、店舗、事業所との連携を図る際の参考にさせていただきたいと考えております。

それでは、議事の協議について、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○多米会長 ただいまの報告を受けまして、各委員による意見交換でございます。

本日のメインはこれでございますので、各委員の方、ご意見を言っていたら、情報共有したいと思いますが、何かご意見等はございませんか。

○長崎委員 まず初めに、すごくいいステッカーだなと思いました。私も前期から協議に参加していましたので、このステッカーがどんどん増えていくといいなと思いました。

あとは、私の肌感ではあるのですが、認知症の方がすごく増えていて、しかも若年化してきているので、元気な認知症の方が増えてきているのです。ですから、地域の中でも、優しく、ゆっくりと言うのですが、では、自分のレジの前にもたもたしている人がいたら、やはり、皆さん、大体いらいらしているし、雰囲気も悪くなるし、レジの対応の人も悪くなるという感じなので、ゆっくりレジなどとのすみ分けをどうしていくのかということはすごく課題だと考えております。

ただ、私たちでもコンビニの画面をタッチするのちょっと戸惑ってしまうような感じですから、各店舗や民間の方々の人員不足と対応を丁寧にするというところは非常に難しい課題だなと思っているのが1点あります。

あとは、やはり認知症の方自体も失敗することで行動範囲がどんどん狭くなっていくのです。だから、初めはスーパーマーケットに行っているけれども、やはり失敗したり、何か自信がなくなってしまうと、スーパーマーケットには行かなくなって、本当に近所のコンビニに行くということもあるのです。これは意見ではないのですが、まずはコンビニやドラッグストアなどと連携する方法がないのかなと思います。

もう一点、今年度は難しいかもしれないですが、せつかくこのステッカーができたので、ステッカーを認証した地域ごとに、例えば、この介護事業所に駆け込めばいい、ここに認知症カフェをやっているところがあるなど、地域ごとのマップがあると、地域の方々もより分かりやすくなっていくのかなと思いました。

○多米会長 窓口やレジがたくさんあるところだったら、看板を出してゆっくりの方ということでもいいのかもしれませんが、コンビニだと一つですので、なかなか難しいこともあると思います。

ただ、マップはすごくいいと思いますので、検討の余地は十分にあると思っております。

そのほかに何かございませんか。

○安達委員 今、長崎委員からもありましたが、とてもいいステッカーではないかと思います。私も住宅地に住んでいるのですが、子ども110番はよく目立つけれども、このオレンジ色が貼られているところが増えてくると、まちがとても明るくなってくるような感じもするのです。

逆に、今、私の近くでは床屋さんが減ってきているのです。美容店はかなり増えているけれども、床屋さんはだんだん減っていっているということなので、そういう点でも、こういうことを受け入れてくれる事業所、また、町内会あたりでもこういうことに賛同して受け入れてくれるところがあればいいのかなと思いました。

○多米会長 すごく活発にやっている町内会がたくさんありますので、こういう集まりを利用していただいて情報を発信して、こちら情報をもろうということも一つの有力な手立てだと思います。

私の知り合いでも、結構元気で遠くまで行ってしまおう方がいらっしゃるのです。江別や石狩など、札幌市外の警察から電話がかかってきて、敬老パスでバスに乗って、JRに乗って、地下鉄に乗ってという方もいらっしゃいますので、やはり交通機関は一つ協力していただかなければいけないところではないかと思います。JRやバス、地下鉄は市のほうでご協力いただければと思いますけれども、そういう窓口も一つあってもいいかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

そのほか、何かございませんか。

○當山委員 先ほど、最後の説明にありました「認知症の方にやさしいお店・事業所」登録事業が12月1日から始まるということで、医療機関も登録可能となることから、歯科医療機関も積極的に登録するよう会員に周知したいと考えております。

まだ具体的には考えていませんが、認知症サポーターの養成講座も会員向けに行いたいので、講師派遣など、協力をお願いしたいと思います。その際は、よろしく申し上げます。

○多米会長 歯科医師会でPRしていただければサポーターが増えると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そのほか、何かございませんか。

○西部委員 札幌薬剤師会でも、これから会員薬局に幅広く周知をさせていただこうかと思えます。薬局の数も多いですので、こういったところの取組が広がっていけば非常に明るくなっていくかなと思います。

1点、質問というか、お願いですが、ステッカー1択という形になっているかと思うのですが、業態によっては、例えば、のぼりであったり、大きめのポスターといった

ような媒体を使ったほうが効果的というところもありますけれども、販促物といったところは何か検討されているのでしょうか。

○多米会長 今のところはステッカーだけというご説明でしたけれども、同じデザインでも大きくしてポスターを貼るということは十分可能だと思いますが、事務局、そのあたりはいかがでしょうか。

○事務局（坂本認知症支援担当係長） このステッカーデザインについては、登録していただいたところに、こういった対応をしている企業ですということ自身のパフレットやポスターでPRすることに使っていただけるように、データをお渡しすることも併せて検討しております。

○多米会長 そのほか、何かございませんか。

○木浪委員 すごくいい取組だなと思ひまして、ステッカーというのは、子ども110番と同じように周知できればいいと思ひました。

私は、札幌市介護保険サービス事業所連絡協議会から来ておりますので、各介護事業所等にもこのステッカーについて周知したいと思ひます。

また、今、認知症について、こういう仕事に携わっている方々がだんだん広まってきているとは思ひのですけれども、私が思ひには、一般市民の方は、認知症という言葉は分かっていても、どんなものなのか、実際に会うと戸惑ってしまうことがやはりあると思ひのです。ですから、一般市民の方も、どんなときに、どういふふうに対応すればいいのかなど、簡単などころから学ぶ機会として、町内会などで勉強会やイベントがあるといいと思ひました。

また、イオンなどの大きいスーパーマーケットで、イベントをやる機会も増えてきているので、市内にそれがもっと拡大していけばいいと思ひました。

それから、私は、介護保険事業所で主に訪問看護をやっているのですけれども、駐車場の確保のために、いろいろなところ止めさせてほしいということで活動しております。各町内会やお店から協力を得られるようにいろいろ動いているのですが、認知症、介護という部分で、同じ趣旨を持って、そういう運動がもっともっと活発化するといいと思ひました。

広報さっぽろなどでも話を載せていただけるといいと思ひましたので、よろしく願ひします。

○多米会長 今のは貴重なご意見で、認知症という言葉はみんな知っているけれども、どういふ症状が出て、どういふ方がいらっしゃるのか、また、個人によって重い、軽いがあります。全国では、認知症の方自身がイベントや講演会を行ひまして、認知症というものを肌身で、言葉で、雰囲気理解できたと、好評もいただいている自治体もあるというふう聞いています。

まず、認知症は疾患ですので、どういふ病気かということ市民の方にきちんと理解していただく、これが第一歩だと思ひますし、こういう病気だから、そういうサポートが必

要なのだという意識が生まれてくると思いますので、非常に重要なことだと思いました。

みんなのために、いろいろな機会で情報を出していきたいと思います。

何か、そのほかにご意見はありませんか。

○近藤委員 貴重な取組で、素晴らしいので、進めていただければと考えております。

社会福祉士会も地域づくりと一緒にしていく仲間が集まっておりますので、会員にも周知しながら、こういった取組を広げていけたらと考えております。

また、認証を受けたお店同士の交流的なことをやって、地域のネットワークづくりが広がっていくといいのかなと思いました。

それから、今後になると思うのですけれども、素晴らしい取組をしているところにアドバイザー的な役割をしていただいて、こういうことをすれば地域の取組がしやすくなるという連鎖をつなげていけるような取組も今後に向けて考えていけたら、もっとすばらしくなると思いました。

○多米会長 今、近藤委員が言われたように、スーパーマーケットが優しいお店だとしたら、あそこのご飯を食べるところが認知症の方に優しいお店ですよという情報が共有できれば、相談されたときに窓口がたくさん広がりますので、素晴らしいご意見だと思います。

そのほか、何かございませんか。

○高木委員 この取組は、すごくいい取組だと思うので、ぜひ登録してくださるところがたくさん増えて、また、ここだから安心して行けるというふうを選んで行ってくださる方が出てくればうれしいのかなという気はします。

でも、結局、それらを進めていくには、取組の認知度をどんどん上げていき、みんなが知っていないといけないと思うので、認知度向上に力を入れていかなければいけないと思うのです。

その中で、私たち札幌市社協として何かできるかと考えていったときに、私どもはやはり地域の組織と関わりを持って仕事をさせていただいていますので、途中で町内会の話も出ていましたけれども、例えば、福まちなどで皆さんにお伝えして行って、地域の住民活動者から知ってもらいと、そこに周知を広げていくというところでは、もしかしたら、少しご協力できるかなと思ったところです。

ただ、それで福まちや地域活動者に知られていったときに、福まちが行ういろいろなイベント、もしくは、福まちの事務所などは対象になるのか、なじまないのか。お店・事業所となっていますが、お店・事業所ではないところでも登録の対象になるのかもしれないし、それはどうなのかなと思ったのが一つです。

あとは、少し話がそれるのですけれども、札幌市で、見守りネットワーク企業の締結をされていらっしゃると思います。そういった締結をされている企業は既に見守りの意識を持っていらっしゃるけれども、さらに広くPRをするという意味では、この登録のお店・事業所になることはあり得るのか、そんなところを考えたので、必要であれば検討していただければと思いました。

○多米会長 事務局、何かご意見はございませんか。

○事務局（坂本認知症支援担当係長） 皆様、たくさんのご意見をありがとうございます。  
た。

まず、木浪委員からもご連絡をいただいていた広報さっぽろですが、ちょうど12月号に認知症の特集が組まれる予定で、見開き2ページにわたって認知症についての記事が掲載されます。その中で、登録制度についても掲載がありまして、12月からホームページも開設し、そのホームページにも皆様にお配りしたチラシを掲載するようにします。

それから、12月から登録が開始されますので、順次、登録した店舗についてもホームページで掲載していきたいと思っておりますので、皆様に関係する企業や団体など、いろいろなところで周知をしていただければ大変ありがたいと思っております。

私たちも、まずは市民の皆様がこの取組を知っていただくために、大企業から取組に協力していただけるように声かけをしているところですが、地元の高齢者が本当に日頃使うような小さなお店にも協力をいただいて、認知症の方がいつまでも地域の中で今までの生活が長く続けられるような取組を広げていきたいと思っております。草の根的に皆様のお力もいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○多米会長 認知症の進行を防ぐというお薬がもう一つ承認されまして、今、二つ使えるようになりました。そういう意味では、治療としても新しい手法が二つできて、確立されて、今、普及の最中でございます。

そのほか、看護協会から何かございましたら、一言、お願いいたします。

○亀畑委員 大変よい取組だと思っております。

ここで医療機関もということで挙げられておりまして、どの辺が該当するのかと私も考えておりますが、看護協会に戻って情報を共有しまして、ご協力できることがあればと思っております。持ち帰って検討したいと思っております。

○多米会長 どうぞよろしく願いいたします。

そのほか、何かございませんか。

○濱本委員 皆さんがおっしゃっているとおりなので、うまく進めばいいかなと考えています。

私のほうでは、介護予防センターの話の中で、住民のリーダーの育成など、そういう話もいろいろとあったと思います。

介護予防の中で、実際の開始するときのテストの中に、認知症の検査も入れ込んでいたりもしていると思うのです。そういったものから拾っていくということで、進む前、MC Iの段階で拾うというようなことも重要かと思っております。

さらに、先ほどお話に出たように、リーダーの育成をより広めていくことができると、いろいろな対応ができる方が広がっていくと思っておりますので、ぜひそのあたりのところも広めていただければと思います。

市民の皆さんは、興味がないとは言わないのですけれども、多分、全員に興味があるわ

けではないと思いますので、そういうところで興味のある方を拾って、うまくつなげると  
いうことがいいかなという気もしますので、お願いしたいと思います。

○多米会長 事務局、今のご意見を参考にして、よろしく願いいたします。

そのほか、何かございませんか。

畑副会長、何かございませんか。

○畑副会長 委員の皆様からすばらしい意見がそれぞれ出ていますので、プラスの部分で  
というところで申し上げます。

まず1点は、これは、どちらかというところ、認知症の方自身の安心につながるというところ  
をメインに置いていることは分かるのですが、やはり認知症の方が安心して暮ら  
すためには、専門職の方々が安心して支援に臨めるということが非常に重要だと考えてい  
ます。

その意味で言うと、どうしてもケアマネジャーの皆さんは、今、業務過多で、国の検討  
委員会でも役割範囲外の対応に迫られているということが出ていて、では、地域の  
介護保険サービス以外の活用が十分に広がっているかというところ、この点についても少し課  
題が指摘されているところでございます。

そこを考えたときに、ケアマネジャーの皆さんが、どこにこのステッカーが貼っていて、  
どこであれば自分が担当している利用者の支援において協力していただける、地域の力と  
なっているのか、これが見えるようになっていくということが非常に重要かと思  
います。長崎委員から既にマップの作成という話が出ておりますけれども、これはデータで  
配付ということですから、デジタルステッカーとして各ホームページ等に積極的に掲載し  
ていただくことについても発信していただき、ケアマネジャーの方が担当のエリアを見て  
いる中で、ここだったら担当している利用者には何かあったときに私に相談しに来てくれ  
るようになるかもしれないということを確認できるような仕組みにしていくということも、  
この取組として非常に重要な視点になってくると考えておりました。

ですから、認知症の方、また、そのご家族が安心できるということに加えて、これを活  
用することによって、ケアマネジャー、介護予防センター、地域包括支援センターの皆さん  
も、安心してそこの協力を臨んでいけるという視点を入れ込んでいただいて、ぜひ広  
げていただきたいと思います。

それで、最後の8ページで、コンビニやスーパーマーケットなど、いろいろな例示が載  
っていて、例示があることのイメージのしやすさというのはいい一方で、例示に載って  
いないところは、私たちは違うのだという誤解につながらないように対応も非常に重要だ  
と思っております。

ケアマネジャーの皆さんの支援の困り事として、担当している利用者が入院すること  
になったときに、犬、猫、鳥などのペットを飼っていたら、どこにそのペットを預けられる  
のかというような実質的な支援においても奔走されている話も耳にします。そうなった  
ときには、ペットショップ、ペットホテルなど、認知症または高齢者の皆さんの支援におい

て、どういうものが必要になってくるのか。例えば、とくし丸やお任せ便カケルなどのような移動販売支援も非常に重要な資源になってきておりまして、そういった資源についても積極的にアプローチしていくことによって、高齢者が移動販売支援を積極的に活用していけるようになっていくことにもつながると思います。先ほどの最優秀賞の中央区第2地域包括支援センターは、移動販売車との連携でございました。ですから、積極的に活用できるような民間のサービスとして重要だと考えております。

それから、トドックやヤマトなどの物流網にも発信していったら、そういう方々が認知症サポーター養成講座を学んでいただくということは、地域の非常に大きな力になっていくと思って聞いておりました。

今年度からフォローアップ講座も始まって、5区で展開を頑張っておられますけれども、やはり受講者を確保していくというところに一定の課題があると耳にしております。そういったことを考えると、チームオレンジとの連携においても、この取組が進んでいくと、地域の皆さんだけではなくて、民間企業との連携も含めたチームオレンジの活躍も期待できるかと思っておりますので、ぜひこれを基盤とした認知症の方の住みやすいまちづくりを展開していただきたいと強く考えておりました。

内容については以上になりますけれども、資料の7ページで、議題としてこの取組が昨年の第1回の協議事項から進んできて、昨年の第2回の議題からこのステッカー掲示という取組につながってきたということを記載していただいています。ただ、もしかすると、この書き方だけだと、個別地域ケア会議で議論した内容がうまく吸い上がってきたことが地域包括支援センターやケアマネジャーの皆さんに少し見えづらいのかなという気もしました。

個別地域ケア会議から推進会議に議題がしっかりと吸い上がってきて、そこで議論していることが札幌市全体の取組になっていっているということをより見える化していただくと、地域の中で、ケアマネジャーの皆さんも個別地域ケア会議に積極的に事例を出していき、さらに、そこから市全体での体制整備につながっていくことが見えるようになってきたら、より多くの具体的な課題を発信していただけるようになると思います。これらの資料も札幌市のホームページに掲載されるかと思っておりますので、ぜひ掲載の工夫をお願いしたいと思っておりました。

あとは、ここの議論に限定せずに、まちづくり政策局の皆さんなどで広く発信していただく、協力していただくということも、ぜひご検討いただければと思いました。

○多米会長 畑副会長から、専門の立場でいろいろなご意見、気づきを示していただきました。

いずれも貴重なご意見だと思いますので、まずはできるところからやっていただく、具体化していくということがやはり大事なことかと思っております。

そのほか、せっかくの機会ですので、何かございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○多米会長 それでは、札幌市「認知症の方にもやさしいお店・事業所」の取組について、各委員よりそれぞれの立場からご意見をいただきました。

ほかにもご意見があると思いますが、お時間となりましたので、終了いたします。

帰った後に、またご意見や気づきがありましたら、随時、事務局までメールでお問合せいただければと思います。

以上で、本日予定しておりました会議の議題が終了となります。

最後に、事務局から何かございましたら、よろしく願いいたします。

○事務局（永井介護予防担当係長） 事務局からの伝達事項でございますが、次回の本会議の予定についてです。

今回は、年明け、令和7年3月頃、対面での会議開催を予定しております。詳細等は、時期が近づきましたらご連絡したいと思います。年度末になりますことから、お忙しい時期とは存じますが、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上となりますが、本日配信させていただきました装具相談窓口開設のお知らせについて、濱本委員からご説明があると承っておりますので、お願いします。

○濱本委員 会議が終わりましたので、簡単に説明させていただきたいと思います。

病院で足に着ける装具などをつくられて退院される方が多いのですけれども、この方々が病院を退院された後、いわゆる生活期という場に入ったときに、何年も放っておかれるということが現状としてあります。札幌はまだいいほうですけれども、壊れたらどこに相談していいかわからない、合っていないものをどうすればいいかわからないという方が多い状況です。

こういう状況を何とかしたいということで、北海道理学療法士会と日本義肢装具士協会の北海道支部と共同で、このような相談ができる形をつくらせていただきました。

事業の紹介は、このQRコードを見ていただくと3分ぐらいで簡単に説明してありますので、ぜひ生活期の患者さん、装具を持っている方に関わる方々は見えていただいて、この辺の状況を知っていただきたいと思います。

また、ケアマネジャーの方などは、恐らく、装具を使っている方と接触すると思うのですけれども、その中で、もしおかしいと思ったら相談していただければと思います。

札幌市内は、この五つの病院で相談を受けることになりましたので、それぞれの病院の近くの方はご相談いただければ良いですし、あるいは、どこにしたら分からないということであれば、最初の新さっぽろ脳神経外科病院にご連絡いただければ、ご相談に乗って、次にどうしていけばいいかということで解決できるような形をつくっておりますので、ぜひいろいろな方々に周知していただければと思っております。よろしく願いいたします。

○多米会長 装具の相談窓口を開設したというお知らせでございましたので、対象者の方がいらっしゃいましたら、ご案内していただければと思っております。

そのほか、何かございませんか。

○西尾委員 資料3の6ページですが、今回の会議までの検討事項ということで、フレイ

ルに対する指標を検討していくというご説明をいただきました。

栄養士会としても、フレイルに対する早期介入ということで、いろいろと検討することがあるのですが、例えば、スクリーニング項目にこういうことも入れてほしいなど、ご相談させていただきたいことがありますので、担当の方に直接メールなり何なりしてもよろしいですか。

○事務局（延地域支援主査） 担当は延になります。

恐らく、フレイル改善マネジャーで使っているチェックリストの中身のことかと思いますので、そのあたりは、別途、ご相談いただければと思います。よろしくをお願いします。

○多米会長 そのほか、ございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

### 3. 閉 会

○多米会長 それでは、以上をもちまして、令和6年度第2回札幌市地域包括支援センター運営協議会・第1回札幌市地域ケア推進会議を閉会いたします。

長い時間にわたりまして、ありがとうございました。

以 上